

日本科学者会議

福井支部ニュース

第6号 2003年11月11日発行

- ** 日本科学者会議福井支部
- ** 〒910-8507 福井市文京3-9-1
- ** 福井大学工学部 小倉久和研究室 気付 Tel&Fax 0776-27-8582
- ** ogura@i.his.fukui-u.ac.jp
- ** 郵便振込口座番号 00710-9-17967 日本科学者会議福井支部
- ** ホームページ <http://www.jsa.gr.jp/fukui/> (本部のページ <http://www.jsa.gr.jp/> からたどれます)

今号の内容

- 支部例会に出席して キャンパスの「住環境」とコミュニティ (北嶋 巖)
- 寄稿 富士大学事件、仮処分で全面完全勝利 (高木秀男)!
- 支部の活動から 福井支部研究会「論理を探る」がスタート (庄野義之)
- 追悼 酒井與郎さんを偲ぶ (森 透)

2003年度後期の会費納入を早急にお願いします。
過去の未納会費のある方は、分納でも結構ですの
で、至急納入をお願いします。

支部例会 **新時代のまちづくりと専門家の役割** が開催されました

10月21日(火)福井大学教育地域科学部の本多昭一先生を迎えて支部例会を開催しました。この例会へ参加された方から寄稿して頂きましたので、ここに掲載します。

キャンパスの「住環境」とコミュニティ (本多昭一先生の講演を聴いて)

福井大学工学部 北嶋 巖

9月第3土曜日は、オープンキャンパスの日として、小中高生のための諸行事が行われ、父母などの参加も得て、とても賑やかであった。この日のために構内の整備・清掃も大変に気を入れて行われた。地域の大学を意識するならば、いつもオープンキャンパスとして、教育環境は美しく整備される方がよい。たとえ行事がなくても、土日は緑と憩を求めて、街の人々が気軽に立ち寄れたらよい。公開講座、音楽会、展覧会などを参加・観賞できるならば、もっと有意義で街の活性化と文化向上にも繋がるだろう。

こう書いてくると、筆者は以前2ヶ月間滞在したカリフォルニアのスタンフォード大学を思い出す。広大な緑のキャンパスの中にスペイン風の建物が散在して、公園の中の大学という雰囲気であった。シンボルのフーバートワーには鳥瞰を求めて観光客も多かった。一部の図書館は学生アルバイトによって土日も開かれていたし、劇場、ブックストア、売店、スポーツ施設も賑わっていた。近隣の住民へは学内行事などを載せたコミュニティーレポートが配布されていた。キャンパスの一角には百貨店と商店が並ぶショッピングセンターもあり、大学は文化の中心である印象を受けた。

キャンパスは緊急避難場所にもなるので、整備・清掃は大切である。文化活動やコミュニティー交流の活性化のためにも、住環境の改善を願いたい。

支部ニュースへの寄稿・投稿を募集しています。意見・見解の表明、経験報告、事例紹介、行事案内、会員への案内、その他、会員間の交流の場とするため、積極的な寄稿・投稿をお願いします。支部事務局まで、メールでお送り下さい。

昨年4月の福井支部ニュース10号でも報告した、岩手県花巻市にある富士大学で起きている不当解雇事件の仮処分裁判の決定が7月15日にくだり、債権者の川島茂裕氏が完全勝訴した。この事件は福井工大不当弾圧事件と非常によく似た事件で、大学教員の権利と学問思想の自由を守るための闘いとしてその成り行きが注目されていた。

川島茂裕氏は千葉大学教育学部、東京学芸大学大学院教育学研究科修士課程、一橋大学大学院経済学研究科博士課程を経て1994年富士大学経済学部助教授に就任し、日本中世社会経済史の研究に携わってきた。また川島氏は学生の教育や指導にも熱心で、所属ゼミの学生を4年連続で東京学芸大学、岩手大学、福島大学の大学院に合格させており、これは富士大学創立以来初めてのことである。

ところが、2001年8月1日「経済史の講義の方法が適切性を欠いており経済史担当教員として不適任である」という理由で、川島氏は助教授の職を解任され事務職員として図書館勤務を命ぜられた。さらに8月23日には研究室も奪われ大量の蔵書が利用不可能となっただけでなく、研究費も支給されなくなり、インターネットの利用や調査研究・学会出張なども事実上できず研究に重大な支障をきたすに至った。これは明白な労働契約違反、配転命令権の濫用にあたる違法行為であるとし、川島氏は11月30日、盛岡地裁に助教授の地位保全の仮処分申請を行なった。しかし青木伸理事長の嫌がらせはその後さらにエスカレートし、2002年3月11日には川島氏を図書館勤務から管理課別室（隔離部屋）勤務とし、学内美化や守衛の業務するように命じた。

仮処分裁判は2002年4月12日、川島氏の全面勝訴となったが、4月17日には「教育職員として債務の履行をしなかった、勤務成績が著しく不良、法人の教育事業の発展に支障がある」という理由で川島氏を解雇したのである。これは川島氏が裁判に訴えたことに対する報復措置以外の何物でもなく、憲法に保障された国民の裁判を受ける権利に対するあからさまな侵害である。そのため川島氏は再び2002年5月17日、地位保全の仮処分を申請し、再び全面勝訴（助教授の地位確認、給与の支払い、研究室の貸与）の決定を勝ち取ったのである。

以上の経過を見れば、この事件が福井工大事件をまねたのではないかとと思われるほどよく似た事件であることがわかる。実際、富士大学も福井工大と同じ同族ワンマン経営（理事長の息子が副理事長）で、理事長が学園を私物化していて気に入らない者（教授会な

どで批判的な発言をした者など）は手段を選ばず排除するという、徹底的な独裁恐怖体制がしかれている。

二度目の仮処分裁判の争点は、解雇理由が正当であるかどうかという点となった。学園側は解雇の正当性の理由として

- * 川島氏が通常の経済学部で行なわれているオーソドックスで標準的な講義を行わず、特定の時代、地域、テーマに偏った講義を行なった。
 - * 川島氏が「正しい教授法」を知らないのは能力不足からである。
 - * 教育職員として就業規則に定める勤務時間の5割を少し超える程度しか大学に勤務していない。
 - * 川島氏の行なった授業の内容が受講した学生経由で出身高校に伝わり、学生募集に支障を来している。等の理由を主張したが、裁判所は学園側の主張をすべて退けて債権者全面勝訴の決定を言い渡した。
- 盛岡地裁高橋讓裁判官の判断は次のとおりである。

1、就業規則11条2号(勤務成績が著しく不良で業務に適さないと認められるとき)に該当する事実の存否

(1) 債務者は、本件解雇の理由として、債権者が通常の大学の経済学部で行われているオーソドックスで標準的な講義を行わず、特定の時代、地域、テーマに偏った講義を行い、何度か注意されたにもかかわらず、これを改めなかったと主張する。

しかし、債権者が通常の大学の経済学部で行われているオーソドックスで標準的な講義を行わなかった事実を疎明する証拠はない。債務者の関係者が債権者の講義のすべての時間に出席して、その内容の正確な評価を行ったことを示す証拠はない。そもそも、債権者は、富士大学で行う講義の内容をどのようなものにするのかについて、「経済史」あるいは「日本経済史」という枠組の中で一定の範囲内の裁量を有するものというべきであり、債権者において、現代の資本主義を理解するためには、資本主義経済の歴史から離れて前近代の経済史からの視点に基づいて市場経済に検討を加える方法論や特定の地域の実態を基礎として経済史についての理解を深める方法論を採用することが有効であるとの立場に立って講義を行っていたものである以上、そのような方法論の採用が不合理なものということではできない。しかも、一地方の事件・現象を追求し分析することによって、その事件・現象が歴史にどのように位置づけられるかを論証することも、歴史学研究の確立された方法論の一つであり(甲21)、債権者がその手法を講義の中で取り入れようとしたことが非難に値するものということではできない。すると、債権

者の講義内容が、債権者が指摘しているようなテーマに沿ったものであったとしても、そのことのみでは、直ちに債権者の解雇を正当化するに足りるような根拠があるものと認めることはできない。

なお、債務者は、債権者が特定の時代、地域、テーマに偏った講義を行い、何度か注意されたにもかかわらず、これを改めなかったと主張するが、債権者は、債務者の理事長からの指摘に基づいて、シラバスの内容を変更するなどしているのであり、債務者側からの指示に従わなかったとの主張も理由がない。

(2) また、債務者は、債権者の教授方法が大学の講義を担当するものとしてあるべき水準に達していないと主張するが、その事実を疎明する証拠はない。

債務者が債権者の教授方法についてあるべき水準に達していないことの根拠として挙げる事情は、直ちに債務者に対する債務不履行を構成するものであるといえるか疑問がある上、上記のような教員の素質や能力に関わる基本的な事柄については、債務者が債権者を採用する際に容易に審査することができるものであるし、遅くとも、採用後まもなくのうちに明らかになり、その時点で債務不履行の指摘がされてしかるべき性質のものというべきであるが、債務者が債権者に対し、採用後まもなくの時点で、債権者の教授方法に問題があるとの指摘をして改善を求めた事実を疎明する証拠はない。いずれにしても、上記債務者の主張が十分な裏付けに基づくものとは認め難い。

(3) 債務者は、債権者が教育職員として就業規則に定める勤務時間の5割を少し超える程度にしか大学に勤務しておらず、労務の提供という面においても債務不履行が生じていた旨主張する。

しかし、平成12年9月に改正された就業時間に関する就業規則が教育職員に対して適用されるべきものであるのかについて疑問がある上、当時の副理事長が、その改正について、「教育職員については、就業規則の文言にかかわらず、従来の慣行を尊重して運用する」旨の発言をし、教員としての職責を果たし、良識ある行動をとっている教育職員については従来の慣行を尊重した運用をすることについて何の問題もないことについては、債務者も自認しているところである。また、証拠によれば、債権者は平成12年4月から債務者の入試委員に任命され、県外の高等学校に学生募集の用務で出向くことがあり、これを効果的に行うために、週3日の時間割にすることを承認を入試部長及び教務部長から得た上で、これを教務課に申告していたこと、債権者は、平成13年度については、入試委員には選任されなかったが、平成13年4月13日、東北大学での非常勤講師としての活動及び岩手大学での共同研究を理由として、週3日の時間割とする行動計画書(乙15の2)を債務者の学長及び理事長にあてて提出した上、特段の指摘もなくそのとおりの行動をしていたこと等の事実を認めることができる。

以上によれば、債務者の富士大学における勤務時間の長さを根拠として、労務提供面における債務不履行があるものと認めることはできない。

(4) 以上のとおり、債権者について、就業規則11条2号(勤務成績が著しく不良で業務に適さないと認められるとき)に該当する事実があることを疎明する証拠はないから、この点に関する債務者の主張は理由がない。

2、就業規則11条4号(法人の教育事業の発展に支障があると認められるとき)に該当する事実

まず、債権者の行った授業の内容が受講した学生経由で出身高校に伝わり、富士大学の評判を落とし、少子化の現時代に学生募集に支障を来しているとの事実を疎明する証拠はない。また、債権者の行った講義の内容が債務者の教育事業に支障を来すことを疎明する証拠もない。この点に関する債務者の主張も理由がない。

3、保全の必要性(省略)

4、以上によれば、債権者の本件仮処分命令の申立ては理由がある。よって、債権者に担保を立てさせることなく、主文のとおり決定する。

以上のように大学当局の主張はことごとく退けられ川島氏の全面勝訴になったわけであるが、このような結果になることは最初から分かっていたことである。なぜならこの事件のような学問思想の自由を弾圧する事件の場合、弾圧の真の狙い・理由は別のところにあり、当局が提示した理由は弾圧を正当化するために取ってつけたものであるため、その立証には常に無理があるからである。

仮処分決定後、川島氏は大学に出勤し、「川島茂裕さんを支援し、大学教員の教育研究と身分保障を考える会」は仮処分決定の完全実施等を求める要望書を送付したが回答はなく、岩手私教連・いわて労連の団交要求にも大学当局は回答していない。そればかりか新たな嫌がらせにでる始末で、そのため7月27日支援する会はこれまで控えてきた記者会見を行ない、広く社会に事件を公表した。そして9月1日には川島氏より本裁判が起こされ、現在闘いは新たな段階を迎えている。

科学者の権利・地位をめぐる問題はけっして他人事ではない。国立大学も法人化を控えており、今後私立大学だけでなく国立大学でも科学者の権利が侵害される事件が多発することが予想されている。そのようなことを許さないためにも、現在闘われている富士大学や鹿児島国際大学の不当弾圧事件に対する支援を強化しなければならない。なお「川島茂裕さんを支援し、大学教員の教育研究と身分保障を考える会」の事務局は岩手大学教育学部の菅野文夫教授室(tunekiyo@mbm.nifty.com)である。

庄野 義之

今年 5 月から、福井大学関係の会員 (退職者を含む) 5 名が集まって、一つの研究会を始めている。まだ研究会の目的や名称もはっきり言えないような試みの段階だが、会の仮称を「論理を探る」としてあるように、<参加会員の専門分野や興味を持っている問題の中にある「考え方」や「論理」を学びとり、研究活動や日常生活でものごとを論理的に考える力を養い、各自の研究の方法論として、さらには今後の大学運営にも役立てたい>というのが願いだ。

そもそもこの会を考えるきっかけとなったのは一昨年末の福井支部 30 周年記念の集まりである。30 年を振り返ったり現在の状況を語り合っていた時、一会員からかつて研究の方法論などを論じ合った頃を懐かしみ、今またそのような議論を渴望している、との訴えが聞かれた。しかしいま大学はさまざまな困難を抱えながら改革を進めている。地方の小規模大学ではとくに状況は厳しく仕事も山積している。その上会員には有能な教職員が多いだけにとくに多忙である。それならばということで大学の仕事からすでに解放されている退職者(報告者)がお世話を買って出ることになった。

この会は基本的にはオープンであるが、できるだけ突っ込んだ議論ができるように、当面 5 名でスタートした。この人数の範囲でできるだけ広い学問分野からの問題提起や異分野間の立ち上がった対話と議論ができるように、つぎの 5 分野 ; 建築計画、教育、歴史、情報、物理を選んだ。

月一回のペースで集まり、今までに「建築のけ方法論」、「教科研究の変遷から見た教育方法と教師教育」、「歴史学と方法論」等のテーマを取り上げた。異分野間の相互理解には時間もかかり骨が折れるが、興味は尽きず参加者の強い意欲も感じられる。議論が一層深まることが期待されている。 (03/8/29)

酒井與郎さんを偲ぶ

福井大学 森 透

先日、さかい動物病院の酒井與郎さんが前立腺がんでお亡くなりになった (享年 81 歳)。元科学者会議福井支部の会員である。このところお会いしていなかったのであるが、体調を崩されていたことは全く知らなかったのが、突然の訃報で驚いた。酒井さんといえば、足羽川ダムの反対運動を、はば広い調査と資料収集で精力的に展開された方であり、月例会でもお話いただいた。北陸地方区の研究集会でも報告をお願いしたこともある。いやがらずに、積極的に参加し問題提起をする酒井さんは、情熱の人であり信念の人であった。また、非常なる読書家でもあった。一方、福井支部の総会で、長期会費滞納者の一掃を強く主張されたことも記憶に新しい。会の財政が逼迫していることを誰よりも心配してくれた。戦争体験が一つの原点でもある酒井さんであるので、国家の方向性やあり方について、会員との間で論争的な状況もあったが、ある意味で純粋な方であったように思う。大事な信念の方を失ったという悲しみがある。心より哀悼の意をささげたい。 (2003/11/6)

独り言のコラム

日本の大学生の気質

10月末、中国西安市の西北大学文化祭で日本人留学生らが「ひわいな寸劇」を披露し、中国人学生の反発を買いデモ騒ぎに発展、今週になって関係した留学生と教師の退学・解雇処分で終息した、という一連の報道があった。対日感情もあるのだろうが、世界では学生たちが、アメリカのイラク攻撃にもみられたように不合理や不正・不公正にたいして大きな声を上げている。日本ではどうか、マスコミが取り上げないこともあるが、学生の社会・政治課題について大規模な行動はみうけない。早稲田大学のOBが、例の集団レイブ事件でクラス決議を上げたりして学内が騒然としなかったのは、早稲田の伝統も地に落ちたと言っていた。

私の勤めている大学でも、そういう学生のエネルギーは何処へ行ったのか、という状況にある。これは、何もこういう政治的な課題ばかりではなく、教育や研究の面で非常に広範に見られる学生諸氏の無気力とも無関係ではない、と思うのは私だけではないだろう。研究室に在籍している中国からの留学生は日本人学生に比べて相対にアグレッシブである。在日中国人の犯罪がときどきマスコミを賑わすが、私には言わないが彼らにとっては苦々しいかぎりであろう。私も、珠海市での日本人団体買春事件やこの西北大学の事件などの報道に接すると、留学生たちにどう話題を持ち掛けていいか、言葉を失ってしまう。学生たちばかりではなく我々自身もこういうことであまり意見を言わなくなってきた気がする。 (2003/11/6 OG)